

平成26年3月17日

70歳前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の取扱いについて、お知らせします。

70歳前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置について、平成26年4月1日より段階的に見直しを行うこととされ、その趣旨及び内容は下記のとおりですので、お知らせします。

記

第1 見直しの趣旨

今般の見直しは、70歳から74歳までの被保険者及び被扶養者（医療保険各法（「高齢者の医療の確保に関する法律」を除き、健康保険法等をいう。以下同じ。）の規定によるものをいい、現役並み所得者を除く。以下「被保険者等」という。）に係る一部負担金等の軽減特例措置について、世代間の公平の観点から行うものであり、高齢者の生活に大きな影響が生じることのないよう、新たに70歳になる被保険者等から段階的に実施するとともに、低所得者に配慮し高額療養費算定基準額を据え置くこととする。

第2 見直しの内容

1 70歳から74歳までの被保険者等に係る一部負担金割合

70歳から74歳までの被保険者等に係る一部負担金割合については、平成20年度以降、軽減特例措置により1割とする措置を講じてきたところであるが、平成26年4月1日以降は、以下のとおりとする。

平成26年4月1日以降に70歳に達する被保険者等（1）について、70歳に達する日の属する月の翌月以後の診療分から、療養（医療保険各法に規定する食事療養及び生活療養を除き、訪問看護を含む。以下同じ。）に係る一部負担金等の割合を医療保険各法本則の規定通り2割とする（2）。

1 誕生日が昭和19年4月2日以降の者

2 平成26年4月中に70歳に達する被保険者等は、同年5月の診療分から2割負担となる。

平成26年3月31日以前に70歳に達した被保険者等（3）（以下「特例措置対象被保険者等」という。）については、引き続き一部負担金等の軽減特例措置の対象とし、平成26年4月1日以降の療養に係る一部負担金等の割合は1割とする。

3 誕生日が昭和14年4月2日から昭和19年4月1日までの者

2 70歳から74歳までの被保険者等に係る高額療養費算定基準額及び介護合算算定基準額

70歳から74歳までの被保険者等に係る高額療養費算定基準額について、一般所得者は入院44,400円、外来12,000円とし、低所得者は変更しないこととする。また、介護合算算定基準額について、一般所得者は56万円とし、低所得者は変更しないこととする。

3 高齢受給者証の一部負担金割合の記載

70歳から74歳までの被保険者等に係る高齢受給者証の「一部負担金割合」欄の記載については、原則として、「2割（ただし、平成26年3月31日までは1割）」としているところであるが、平成26年4月1日以降は、以下のとおりとする。

平成26年4月1日以降に70歳に達する被保険者等に係る高齢受給者証の発行に当たっては、「一部負担金割合」欄に、「2割」と記載する。

特例措置対象被保険者等に係る高齢受給者証の更新に当たっては、「一部負担金割合」欄の記載について、「2割（75歳到達まで特例措置により1割）」と記載する。

更新した「健康保険高齢受給者証」(以下「証」といいます。)は、被保険者が勤務する事業所あてに、平成 26 年 3 月 25 日(火)付で送付する予定です。

該当する事業所様においては、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、新証の配付、旧証の回収・健康保険組合への返納について、ご配慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(注) 3割負担の方、後期高齢者医療の対象となる一定の障害認定を受けた方は除きます。